

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しており、DXを推進し、質の高い医療の提供に努めています。

- (1) オンライン請求を行っています
- (2) オンライン資格確認を行う体制を整備しています
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています
- (4) 医療の透明化や情報提供の観点から、領収書の発行時に診療報酬の算定項目の分かる「個別の明細書」を無料で交付しています
- (5) マイナンバーカードの利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています
- (6) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています